広報あき

第4号
昭和35年7月15日
発行　安芸市役所
編集　企画調査室
印刷明星印刷有限会社
配布　市内全戸
印刷部数10.000部

定例市議会

清掃条例の一部改正など議決

才二回定例議会は六月三十日委員長報告市長の提案理由説明より始まり次の十二議案を可決し七月四日閉会した。

一、宛名印刷機の購入契約締結の件
二、議会議規則の一部を改正する規則
三、火葬場使用料条例の一部を改正する条例
四、清掃条例の一部を改正する条例
五、議会議員等報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例
六、住宅処分の件（井ノ口）
七、住宅処分の件（畑山）
八、土地売却の件
九、青年学級開設の件
一〇、昭和三十五年度歳入歳出追加更正予算
二、昭和三十五年度特別会計国民健康保険事業才入才出追加更正予算

◉火葬場使用料を次のように改正した
一等千円を千弐百円に
二等九百円を千円に
また市の住民でない者が使用した場合は千五百円を弐千円にそれぞれ改めた

◉墨汚処理手数料の改正
一、容量一、五立方尺までゴミ箱一個につき一ケ月三十円に
一、容量一、五立方尺を越えるものは一、五立方尺までを増す毎に一ケ月三十円に改め

火葬場使用料墨汚処理手数料共に八月一日よりそれぞれ改正料金により徴収することにした

昭和35年度一般会計予算（追加3号）207.113千円に

歳入 科目	予算額	歳出 科目	予算額
1 市税	66,171,820	1 議会費	4,658,132
2 地方交付税	56,302,000	2 市役所費	48,361,525
3 公営企業及び財産収入	9,026,300	3 消防費	3,823,778
4 分担及び負担金	3,682,700	4 土木費	16,700,096
5 使用料及び手数料	2,430,100	5 教育費	15,786,000
6 国庫支出金	44,441,946	6 社会及び労働施設費	57,002,733
7 県支出金	7,268,223	7 保健衛生費	3,879,305
8 寄付金	615,225	8 産業費	15,771,283
9 繰入金	270,000	9 財産費	1,481.962
10 雑収入	6,905,320	10 統計調査費	464,420
11 市債	10,000,100	11 選挙費	1,288,015
		12 公債費	19,793,835
		13 諸支出金	17,836,009
		14 予備費	266,641
合計	207.113.734	合計	207.113.734

今年も葉煙草の豊作 209ヘクタール

七月の葉煙草の収獲期を目前に今年も天候に恵まれ昨年団様の豊作である

これは耕作者の汗の結晶であると共に安芸専売公社の技術員の技術指導の賜とも云うべきであろう

（写真は収獲期の葉煙草）

昭和二十九年合併以来すでに六年近くの歳月を迎え逐次市としての形体を整え得るに至り特に財政の三〇パーセントをしめる市税においては市民各位の御理解と御協力によりまして年々成績の向上を来しておりまして感謝にたえない次第であります。

明るい市政 みんなで完納

つきましては今後益々納税の重要性を再認識下さいまして明るい市の発展のとけ得られますよう御協力の程お願いいたします

政治は生活の糧 一人のこらず投票を

昭和三十五年七月十五日は安芸市農業委員会委員の選挙が行われ選挙する委員の定数は次のとおり変りました

第一選挙区　安芸、穴内
赤野地区から七人
第二選挙区　伊尾木、川北、東川地区から九人
第三選挙区　畑山、井ノ口、土居地区から九人
計　二十五人

一、選挙による委員を前回（昭和三十二年）の選挙において無投票当選の選挙区が相当数ありましたがこれらの中には農家の無関心に基因している場合とか部落推薦の形で選出した場合とかその内容は多くの場合部落の一幹部だけで候補者を選出しており基幹となるべき選挙権者（農民）農家の意志は全く尊重されていないような例があったようであり

このようなことでは選出された委員もまた自覚がうすくなる感が多いと思われます

従つて農業委員会の活動が活発にできるように選挙制度の趣旨を充分考えられて選挙による委員の選出によって委員の自覚及び農家との連けいを強化しましょう

お互に農家の自主振興のために必ず投票しましょう

選挙によって農家の暮しを明るくするためには委員を選ぶことが大切であります

安芸市選挙管理委員会委員長

電話架設申込は電報電話局へ

電話は忙しいが申し込でもなかなか架設できないので申し込んでも無駄だというのが現状であるかのようです

安芸電報電話局の説明では当市のような旧型の磁石式局を高知市内のような便利な自動式局にするにも、電話の線路をふやすためにも、年間の電話で販売割当数を沢山もらうにも、ずべて申込数が多い程有利であるということである。

電話の利便は直接産業の発展に連り、市の発展のためにも電話を自動式にして下さい。

郵便貯金を一兆円に 創業八十五周年

安芸市のみなさん平素は郵便貯金事業に対しまして、多大のご協力をいただきまして厚くお礼申し上げますみなさんの郵便貯金は国家の財源に大きな役割をはたし、災害の復旧事業、農道林道、水道、道路、橋梁、病院、託児所、養老院等の建設費や、学校その他教育施設等みなさんの身近かなことに利用され、また地方公共団体にも融資し明るい市や町を築くために活用せられ、私達の日常生活と結びついた郷土建設の事業が進められるとともに、ご家庭の家計にも富を築いております

このように、郵便貯金は国家の発展、また公共の福祉を増進するための使命をもつており、且つまた、国家財政面よりも、郵便貯金の増強が、要請されております

みなさんの郵便貯金も、このような大役を果しながら、今年で創業八十五周年を迎え、貯金高も、近く一兆円に達することとなりました

そこで今郵便局では、これらを記念して、美しい意匠の定額証書を発行し増強運動を実施しております

安芸郵便局長

子供を水魔から守ろう 昨年のギセイ者三二人！

（安芸警察署から）

水銀柱はだんだんのぼり水に親しむ季節となりました。どこの川や海でも、かわいいカツパ姿が大ぜいにぎわうようになります。

水泳は夏のスポーツとして最も好ましいものです、しかし水泳中におぼれてしぬ人の数も、けつして少なくはありません。

昨年中に県下で水のギセイとなつた人は、八四人、そのうち子供（小学生以下）が三二人もあります

安芸市内でも、昨年中に

七月　安芸市奈比賀九才の少年
〃　赤野　溜池九才の少女
八月　穴内川　川口十一才の少女
九月　江川デキガ淵十才の少女

など四人のおさないタマシイが昇天しています。

特にデキガ淵では、おさないタマシイを呼びもどそうと努力した小松章宏巡査部長が、尊い殉職をしたことは私たちの記憶にあたらしいところです

水によつてかわいい子供を失われた、お父さんやお母さんたちのナゲキを考え、また小松部長の殉職をムダにしないため、安芸警察署では現在、管内の各地区ごとに、民警一体となつた「水禍防止対策協議会」を開き、

どうすれば水魔の手から子供の命を守るかについて、いろいろの努力をしています

また水泳が本格的に始まれば、パトロールもふやし看視員を多くして万一にそなえます

しかしながらみなさまのご協力がなくては、万全は期待できませんので、つぎのことを十分ご注意ください

一、事故のおきているのは、おさない子供どうしで泳ぎに行つたときが多いですから、できるだけ父兄がついて行くようにしましょう

二、深みや、急な流れ、などのアブナイところへ近づかないよう、前もつて十分いい聞かせておきましょう

三、子供さん一人では、ケツシテ泳ぎに行かせないよう気をつけましょう

四、あまり疲れるまで泳がせないようにしましょう

ことしは、ひとりのギセイ者もださないために、みなさんの積極的なご協力を重ねてお願い申しあげます

徴収成績表

年度	昭和28年度	29	30	31	32	33	34
収入割合	77,85%	78,35%	82,65%	82,29%	86,32%	88,50%	91,85%

昭和34年度徴収実績表

税目	調定額 現年度分	調定額 滞納繰越分	収入額 現年度分	収入額 滞納繰越分	収入歩合 現年度分	収入歩合 滞納繰越分
市民税	20,046,728	2,747,220	19,615,239	771,897	97,84	28,09
固定資産税	25.487,510	2,839,677	24,931,560	1,230,370	97,81	43,32
電気ガス税	4,841,610	—	4,841,610	—	100,00	
木材引取税	3,766,945	292,064	3,711,745	102,770	98,53	35,18
煙草消費税	7,334,540	—	7,334,540	—	100,00	
軽自動車税	1,300,528	216,080	1,088,758	41,920	83,72	19,40
水利地益税	513,490	201,189	451,253	105,415	87,88	52,39
旧法税		426,693	—	80,820		18,94
小計	63,291,351	6,722,923	61,974,705	2,333,192	97,92	34,70
総計	70.014,274		64,307,897		91,85	

7月の納税

市民税県民税1期

7月29日まで

安芸市税務課

安芸市農業委員会 委員候補者

（七月十三日現在）

第一選挙区（無投票）（定数七人）
現　尾木珍一
〃　細川義茂
〃　仙頭正夫
新　仲田久一
現　北野義一
〃　長野繁光
新　植野康夫

第二選挙区（無投票）（定数九名）
現　今井忠顕
〃　脇山彦一
現　櫃口永克
〃　山崎初男
新　竹岡宗博夫
現　安岡利美
〃　有沢俊夫
新　東岡義一
〃　門田勉

第三選挙区（定数九名）
新　仁井田平好
現　光士良行
福　本敏幸
大　坪為意
小　原清
杉　藤伝光
安　芸徳
横　田瑞一
入　交電
岡　谷村一

◆お願ひ

◉七月十五日から国民年金適用世帯調査に各地区の委員の方が各戸にまいりますこの調査は国民年金ばかりでなく安芸市の住民調査も合せておこない行政上の参考としまた選挙権その他の大切な資料となりますのでお協力下さい

地区委員の方はお忙しいのに大変だと思われますが以上のような大切な資料ですのでなるべく確実にお調査下さるよう市に御協力をお願いたしますとともに住民登録をいまだしていない方にはすぐに届出をするよう御注意下さい　市民課

申し込み用紙は局の窓口に備えてあり、印鑑だけ持つて行けば簡単に手続が出来るとのこと……

申し込むときはぜんぜん料金はいらず、またさきに局から電話をつけるという通知があつたときでも、都合により取りやめることもできる。

本市の人口と世帯数

（6月30日現在）
住民登録
人口 31,125人
男 14.916
女 16,209
世帯数 7401

新しく生れる国民年金制度

本年三月一日に、七十才以上の老令者、身体障害者また子供をかゝえた未亡人など比較的生活に恵まれない人々に対して、第一回目の年金が支給されました。これは福祉年金といつて国民年金法の一部になつているもので、無拠出制（保険料を納めなくても年金をもらえる制度）であるのがその特徴です

「参考」―

この無拠出制福祉年金の対象者は（受給権者）数は日本全国で約三百万人、年金額は平年約三百億円

安芸市は対象者一千五百人、年金額二千五百万円です

ところがこの制度、法律の定めにより来年四月一日より拠出制（保険料を納めて国民年金をもらう制度）国民年金が実施されることになりました市で、はじめて行なわれることの制度を、市民の皆様によく知つていたゞかねばならないのでこの拠出制の国民年金についてのあらましをお話いたします

・・・

来年四月一日実施までの準備ならびに適用事務は

一、昭和三十五年七月十五日から国民年金適用世帯調査実施

二、昭和三十五年十月一日から拠出制国民年金適用者受付開始

三、昭和三十六年四月一日から拠出制国民年金保険料納入実施

一、拠出制年金

拠出制の年金というのは年金を買うために、ある一定の保険料をあらかじめ納めるということです。

そして、その保険料を納めた実績によつて六十五才になつたとき、または六十五才までに身体障害者になつたり、あるいは一家の中心となるべき者が、死亡し、母子家庭の状態になつたとき、それまでに納めた保険料（被保険者期間）の実際に約三百万人、年金額は平年約三百億円

二、被保険者とは二十才から六十才迄の人

原則として二十才以上六十才以下の日本国民はすべて被保険者でありますが、実際保険料を納めなければならない者は二十才以上五十才未満の人（明治四十四年四月一日より昭和十七年三月三十一日までに生れた人）であります。なお五十才以上五十五才未満の人（明治三十九年四月一日より明治四十四年三月三十一日までに生れた人）は任意加入ができます。

ただし、各種公的年金制度によつて保障を受け、または受ける事のできるもの（たとえば国家公務員、専売公社、電電公社、農協の職員）やその配偶者、また、学生、生徒（仕ながら通学している者を除く）は除外されることになつています。なお現在すでに生活保護を受けている人や非常に貧しくて（年間所得額十三万円以下）保険料を納めるだけの余裕のない人は、保険料を免除されることになつています。現在世界各国において社会保障として国の年金の制度をおゝかたの国で実施しており、なかでも、この拠出制の年金を実施している国が非常に多いのです。なお日本での被保険者の数はおよそ二千六百万人で、安芸市は約一万二千人となつています

三、保険料とその納入方法

国民年金の保険料は来年四月一日すなわち四月分から納めなければなりませんこの保険料は二十才から三十五才未満の人々については、一人毎月百円、三十五才を越しますと毎月百五十円であります。この保険料を毎月納めなければならないわけですが、保険料は税金などのように、県や市役所のものが廻つて集めるというのではなく、各人が印紙を貼つて納める印紙徴収という方法です。

来年四月になると、市役所で、国民年金印紙を保険料の額に相当する印紙を各人が買い、これを県から交付された「国民年金手帳」に貼りつけ、市役所で消印をしてもらうのです。こうして保険料が納められるしくみになつています

四、保険料の納入は年四回

保険料の納入は年四回、十才になるまで四十年間保険料を納めて六十五才になると四万二千円（月三千五百円）の年金がもらえ、三十才の人であると六十五才になつて三万円（月二千五百円）の年金がもらえるということになります。

しかし今から四十年さきにこの額をもらうとしてそのときの経済状勢や貨幣価値の変動で国民の生活水準というものは、変つてきて、四十年さきに三千五百円ということではとても足りないぢやないかという問題が起つてきます。

しかし、これは現在の計画として何も四十年さきにこの額しか出せない、この額しかやらないぞというわけではなくて、現在の経済状勢をそのまゝ四十年にひきなおした場合に、これだけの額を保障するということです。それまでに経済価値の変動とか、あるいは、生活水準の変動というものが起るならば当然その額は直していくわけです。

このことは法律の中で、つまりと、将来経済状勢が変れば給付額もそれに応じて変るんだと、いうことが明記されてあります。

七、むすび

以上述べましたことで、だいたい国民年金のあらましのことは判つていただいたことと思います。このわが国はじめての拠出制出金の実施のため、いま、その準備事務に国や、県や市町村も、一生懸命になつているのです。

保険料納付期間の短い人だけ年金額は少なくなるわけです。

次に保険料納付額期間としつてご覧下さい

その年金額を次の表によつてご覧下さい

保険料納付済期間	年金額	保険料納付済期間	年金額
10年以上11年未満	12,000円	25年以上26年未満	24,000円
11年〃 12年〃	12,900	26年〃 27年〃	25,200
12年〃 13年〃	13,200	27年〃 28年〃	26,400
13年〃 14年〃	13,800	28年〃 29年〃	27,600
14年〃 15年〃	14,400	29年〃 30年〃	28,800
15年〃 16年〃	15,000	30年〃 31年〃	30,000
16年〃 17年〃	15,600	31年〃 2年〃	31,200
17年〃 18年〃	16,200	32年〃 33年〃	32,400
18年〃 19年〃	16,800	33年〃 34年〃	33,600
19年〃 20年〃	17,400	34年〃 35年〃	34,800
20年〃 21年〃	18,000	35年〃 36年〃	36,000
22年〃 22年〃	19,200	36年〃 37年〃	37,200
21年〃 23年〃	20,400	37年〃 38年〃	38,400
23年〃 24年〃	21,600	38年〃 39年〃	39,600
24年〃 25年〃	22,800	39年〃 40年〃	40,800
		40年	42,000

老令金の最高額は42.000円です

都計道路名当選発表

前公報で募集した都計道路の街路名については審査委員十一氏を委嘱し、二回にわたつて審査委員会が開かれた結果、全線を二区間に分割し、大橋を境として以東一〇五〇米を興安通り、以西一一七〇米を宝栄通りとすることが投票により決定せられた

当選者二名には賞金五〇〇円宛を贈呈した

興安通り　東浜十区　松木亮子

宝栄通り　川北上島　横山陽海

尚興安通りには、郵便、商社等の便宜を計るため添付図に示すような区切りをつける

ともす1灯　消える犯罪

街路灯をつけませう

（街路灯取付工事費の割引券をご利用下さい）

四国電力安芸営業所

短信

引揚給付金をまだ受けてない方に

昭和三十三年法律第百九号引揚者給付金等支給法により引揚者またはその遺族に対し、給付金が支給されることになり法律施行後五年目を迎え、すでに大半の方が給付金を請求により受給されていますが諸種の事情により未請求の方、もれなく受給の機会を今へられる主旨のもとに同法律が一部改正されましたが改正の要旨は給付金を、

下記の表のように、例は三十才の人が六十才までの残余三十年間をまるまる完納しようとすれば毎月納めていれば五万一千円払わなければならないが、二万四千三百円で足りることになり差引二万六千七百円割引がうけられます。

六、国民年金（老令）額

被保険者はいつまで保険料を納めい年金がもらえるかと申しますと、六十才になるまで保険料を納め、五ケ年間据置き、六十五才になつて年金をもらうことになります。

すなわち、二十才の人が六十才になるまで四十年間保険料を納めて六十五才になると四万二千円（月三千五百円）の年金がもらえ、三十才の人であると六十五才になつて三万円（月二千五百円）の年金がもらえるということになります。

保険料前納額見早表

保険料｛20才～34才……毎月100円／35才以上……毎月150円｝

前期納期間		あなたの年令 20才	25才	30才	35才	40才	45才	50才～54才
年間1	通常納付	円 1,2000	円	円	円 1,8000	円	円	円
	前納	1,170	1,170	1,170	1,760	1,760	1,760	1,760
2	通常納付	2,400			3,600			
	前納	2,280	2,280	2,280	3,420	3,420	3,420	3,420
3	通常納付	4,600			5,400			
	前納	3,330	3,330	3,330	5,000	5,000	5,000	5,000
4	通常納付	4,800			7,200			
	前納	4,330	4,330	4,330	6,500	6,500	6,500	6,500
5	通常納付	6,000			9,000			
	前納	5,280	5,280	5,280	7,910	7,910	7,910	7,910
10	通常納付	12,000		15,000	18,000			
	前納	9,310	9,310	11,330	13,970	13,970	13,970	13,970
被保険者全期間		63,000	57,000	51,000	45,000	36,000	27,000	18,000
		23,540	23,860	24,300	24,860	22,150	18,600	13,970

この表の見方

各前納期間の点線より上の金額は毎月納付する場合の保険料の額で、点線より下の金額が、上の金額から割引きした前納額であります。

例えば

40才の人が3年間前納する場合は、毎月納めれば5,400円かかるものが、5,000円に、10年間前納する場合は18,000円が、13,970円に割引されます。

なお、この方が全期間（59才まで）、即ち20年間分を前納する場合には36,000円が22,150円と、前納期間が長くなるほど割引率が高くなつています。

造林資金を利用しませう

あなたの所有の山が緑の美林になるよう植林しませう。

造林のための資金を利用しませう今年は資金枠が不足する見込でありますので借入れを希望する方は速やく申込をして下さい。

（九月末日まで）

従つて昭和三十六年五月十六日まで請求ができることになつたのであります。

市としましても該当者に対しなく給付金が支給されるよう一段の配意をいたしておりますので未請求の方は早目に市福祉事発所へ御相談下さい。

なる権利は三年間行わないとき時効によつて消滅することになつていたものを一年間延長されたものであり

一、補助造林の場合（造林補助金を受けた場合）事業費から補助金を差引いた残額の八割まで借入れできます。

利率　年六分五厘

据置期間　十五年

償還期限　十五年

二、非補助造林の場合（補助金を受けない植栽、下刈、除伐、枝打、施肥等）事業費の八割まで借入れできます。

利率　四分五厘

据置期間　二十年

償還期限　十年

手続その他については森林組合、林業改良指導員又は県林産課へお問合せ下さい

統計調査

農林業センサス、国勢調査、工業調査、商業調査、事業所調査、及びその他指定統計（政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して佐成する統計であつて、行政管理庁長官が指定したもの）等今年は諸種の統計があります。申すまでもなく統計は国の政治、経済、地方団体の行政上大切な事柄でありますので何卒御協力をお願いします。

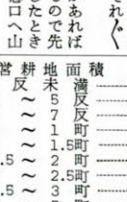

国民年金証保管証の取扱について注意

安芸市でも、この大規模な年金関係事務を市民課で行なうことになつており、只今差し当り七月十五日現在で行わねばならない「年金適用世帯調査」の準備のため忙殺されている現状です。この重要な調査は市民の皆様を対象に行なわれるわけですか、わずかの係員で、きわめて短期間にやろうとなると、なんといつても、市民の皆さまの一人、一人の御協力がなければ到底できるものではありません。

福祉国家建設のため、この重要な拠出制国民年金制度を婦立さすため何卒、絶大な御協力のほどをお願いいたします。

所得状況届受付のとき年金証書と引換えに渡した「国民年金証書保管証」は大切に保算して下さい。

県の審査を受けた支給額が決定された年金証書は、右保管証と引替えにそれぞれ手渡します。

年金証書と印鑑があれば容易に現金化されるので先分注意し若し紛失したときは、市民課年金係窓口へ出て下さい。

なお次の支給期間は九月六日から、年金証書は八月中に交付するようになつています。

夏

つゆが明け夏ーこんなことも承知していますも私達にとつて夏の物いりや、気づかかいこめられていて、真夏へ向かう計画はぜひたつておきましよう。

睡眠と食事

日がながくなるにつれて家事に精出すのはいいですが、つい過労になりがちです。

これを防ぐには、いろいろな方法もありますが一番簡単なのは睡眠をとることです。短時間でもよいから昼寝ができれば効果があります。

昼寝には外からみえにくいところで、不用心にならぬよう。

食事は夏負けしないように脂肪、タン白を適当にとることはもちろんですが、強化米とか、強化パンとかいう名で売出されているビタミンを添加したものを利用してみて下さい。

農家戸数

経営耕地面積別

経営耕地面積	安芸	土居	井ノ口	畑山	川北	伊尾木	東川	赤野	西川	計
3反未満	237	71	137	118	96	129	161	89	11	1.039
3～5反	109	46	88	94	61	74	93	48	4	611
5～7反	93	34	96	61	71	71	45	72	2	545
7～1町	98	48	66	31	81	76	43	56		499
1～1.5町	54	59	76	12	79	38	15	22		352
1.5～2町	10	8	10	2	13	4		1		48
2～2.5町	2	3	2				1			8
2.5～3町			1							1
3町以上										10
耕地以外の農家	3	2	4	318	395	393	358	288	7	3.113
合計	606	268	480							